

協議第16号

総務関係事業について（その2）

総務関係事業について承認を求める。

平成21年 3月31日 提出

熊本市・植木町合併協議会会長 幸 山 政 史

総務関係事業について

- 1 総務関係事業のうち植木町域にかかる常備消防については、合併の日から当分の間、新市が新たに山鹿植木広域行政事務組合に加入する。山鹿植木広域行政事務組合から脱退した際に、熊本市域と同等の消防体制の整備を行う。

平成 年 月 日

原案承認 ・ 修正承認 ・ 継続審議

## 合併協議協議項目一覧(16 総務関係事業)

協議番号	協議項目	部会名	提案	承認・継続	備考
<b>特別職の身分の取扱い</b>					
1	特別職の職員	総務部会	第4回		
<b>条例、規則等の取扱い</b>					
1	条例及び規則等	総務部会	第4回		
<b>消防防災の取扱い</b>					
1	非常備消防(消防団)	総務部会	第4回		
2	消防団運営交付金	総務部会	第4回		
3	常備消防	総務部会	第5回		
<b>選挙管理事務の取扱い</b>					
1	投票区	総務部会	第4回		
<b>特別職の身分の取扱い</b>					
1	退職手当	総務部会	事務局		
2	福利厚生	総務部会	事務局		
<b>消防防災の取扱い</b>					
1	消防補助金等	総務部会	事務局		
2	消防水利施設の設置、維持及び管理	総務部会	事務局		
3	防災無線	総務部会	事務局		
4	水防業務	総務部会	事務局		
5	行事・大会等	総務部会	事務局		
6	地域防災計画策定事業	総務部会	事務局		
7	防災に関する啓発事業	総務部会	事務局		
8	防災関係機関負担金	総務部会	事務局		
9	防災訓練	総務部会	事務局		
<b>窓口業務の取扱い</b>					
1	勤務時間外の対応	総務部会	事務局		
<b>建設関係事業の取扱い</b>					
1	各種工事の竣工検査立会	総務部会	事務局		
<b>選挙管理事務の取扱い</b>					
1	期日前・不在者投票所	総務部会	事務局		
2	開票所	総務部会	事務局		
3	選挙ポスター掲示板	総務部会	事務局		
4	個人演説会施設	総務部会	事務局		
5	土地改良区総代総選挙	総務部会	事務局		
<b>その他の事業の取扱い</b>					
1	指定金融機関及び収納代理	総務部会	事務局		
2	金融機関及びゆうちょ銀行への手数料	総務部会	事務局		
3	入札事務	総務部会	幹事会		
4	物品の購入契約	総務部会	事務局		
5	指名参加願い及び資格審査	総務部会	事務局		
6	情報公開制度及び文書管理方法	総務部会	事務局		
7	監査の時期	総務部会	事務局		

8	栄典事務(地方自治功労関係)	総務部会	事務局		
9	全国市長会等への年度負担金	総務部会	事務局		
10	有功者表彰	総務部会	事務局		
11	おくやみ弔電(レタックス)	総務部会	事務局		
12	指定管理者制度	総務部会	事務局		



## 熊本市・植木町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 総務部会

協議項目	消防防災	小項目名	1 常備消防
------	------	------	--------

協議内容	植木町は、山鹿植木広域行政事務組合により常備消防事務を行っており、熊本市と合併した場合の取扱方針を決定する必要がある。
合併協議会協議結果(調整方針)	合併後の植木町域にかかる常備消防については、合併の日から当分の間、新市が新たに山鹿植木広域行政事務組合に加入する。 山鹿植木広域行政事務組合から脱退した際に、熊本市域と同等の消防体制の整備を行う。

### 制 度 比 較

	熊 本 市	植 木 町
市町別内容	<p>1. 常備消防組織</p> <p>①消防本部</p> <p>②消防署：3 署（中央消防署、西消防署、健軍消防署）</p> <p>③消防出張所：出張所 13（清水出張所、楠出張所、北部出張所、島崎出張所、田崎出張所、小島出張所、川尻出張所、河内出張所、飽田・天明出張所、出水出張所、託麻出張所、小山出張所、平田出張所）</p> <p>④その他庁舎：2（池田庁舎、南熊本庁舎）</p>	<p>1. 常備消防組織</p> <p>①山鹿植木広域消防本部（山鹿市）</p> <p>②消防署：植木消防署 災害対応については、植木消防署にて対応</p> <p>※非常備消防（消防団）、消防水利施設の設置、維持管理の事務を除く。</p>
相違点と課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・植木町における常備消防事務は、1市1町で構成する一部事務組合方式であるのに対し、熊本市は単独市により行っている。</li> <li>・植木町と山鹿植木広域行政事務組合との関係等を踏まえたうえで、合併後の植木町域の常備消防の体制を検討する必要がある。</li> </ul>	